

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書に関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成19年8月23日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目1番地の1

鈴木 晃司

(2) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第3地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目1番地の1から1番地の6まで、2番地の1から2番地の7まで、2番地の9から2番地の11まで、3番地の1から3番地の11まで、4番地の1、4番地の3から4番地の7まで、4番地の9、5番地の1から5番地の3まで、6番地の1、6番地の2、301番地から303番地まで

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目2番地の8、4番地の2、4番地の8、7番地の1、7番地の2

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備及びその

他の事項

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年8月23日(木)から平成19年9月11日(火)まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成19年9月12日(水)午後7時から午後8時まで

(2) 場所

京都市西京区大枝北杳掛町4丁目7番地の2

桂坂さつき会館

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

(都市計画局建築指導部建築指導課)